

事業主のみなさまへ

障がい者のための委託訓練（就労訓練科）にご協力いただける企業を募集しております!!

障がい者の実務能力を高め、適性を見極めた後に採用することができるため、事業主にとって大変有効です。



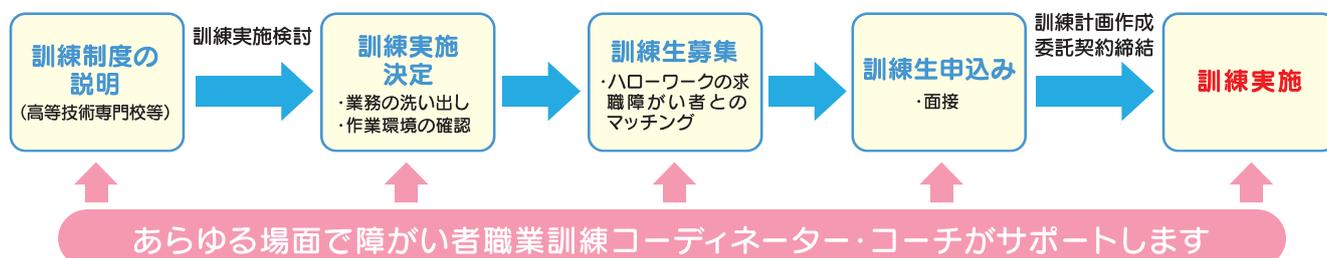
障がい者のための委託訓練とは…

- ◆ 企業を訓練委託先とし、企業の現場の中での業務に沿った作業実習を通じ、実際の就労に近い形で、**実践的な職業能力を習得する訓練**です。
- ◆ 訓練生を受け入れた事業主には、**訓練生1人当たり月額66,000円を上限として（事業主が中小企業者の場合99,000円）の委託料が支払われます。**
- ◆ 訓練期間は1か月～3か月で、訓練時間は1か月当たり100時間です。（最低60時間）
- ◆ 訓練中、訓練生に対し**賃金の支払いは必要ありません。**
- ◆ 訓練中の**労災保険料は大分県が負担します。**
- ◆ 訓練ですので、雇用義務はありません。**訓練実施後、訓練生を雇用することも可能です。**

大分県商工観光労働部雇用労働室

障がい者のための委託訓練(就労訓練科)について

企業の訓練実施までの流れ



県内の企業での訓練事例

訓練委託企業: 玖珠中央発条工業株式会社



企業の声

当社は信号機や業務用冷蔵庫に使用する部品の板金加工を行っています。3か月の訓練を通じ、真面目に作業に取り組む姿が就労に結びつきました。作業内容も徐々に増え、現在は溶接した金物の磨きはメインになってやってもらっています。聴覚障がいがあるため、口話、筆談、ジェスチャーで8割程は伝えますが、状況に合わせて、手話通訳やLINE等でコミュニケーションをとっています。研修会などは言葉をスクリーンに映し、工夫しています。本人の努力もあり、今では会社に欠かせない戦力となっています。

訓練生の声

訓練中は、安全衛生、機械の使用方法、磨き作業等のカリキュラムを組み、指導していただきました。ケガには特に気をつけており、わからないことは丁寧に口話や筆談で対応してくれるので、安心して作業が出来ます。工場内は清潔で、働きやすい環境です。

◎製造業、建設業、サービス業、農業、医療・福祉等、県内の様々な業種の事業所で実施しています。

受託応募手続

- ◆管轄のハローワークまたは、下記の高等技術専門校等へご連絡ください。
- ◆高等技術専門校等の障がい者職業訓練コーディネーター・コーチが貴社を訪問し、訓練にかかる職種や条件等についての打ち合わせ、書類の作成支援、訓練生や他の支援機関との連絡調整を行います。
- ◆応募は、随時受け付けます。
委託訓練の内容、方法に関する事など、お気軽にご相談ください。

お問合せ先

- 大分高等技術専門校 TEL:097-542-3411
- 佐伯高等技術専門校 TEL:0972-22-0767
- 日田高等技術専門校 TEL:0973-22-0789
- 竹工芸訓練センター TEL:0977-23-3609
- 管轄のハローワーク(公共職業安定所)